

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	生活応援商品券発行事業	①食料品をはじめとする物価高騰の影響を受ける地域住民を支援するため、一人当たり15,000円相当の「深浦町生活応援商品券」を配布し、消費下支えの支援を行うとともに、町民の負担軽減を図る。 ②商品券発行業務委託料及びその他事務経費 ③需用費 50,000円 役務費 3,546,000円 委託料 104,442,000円(商品券印刷、商品券精算、換金) ④町民	R8.2	R8.3
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	幼児教育・保育施設食材料費高騰対策支援事業	①食材料費高騰の影響を受ける保護者の経済的負担を軽減するとともに、食材料費をはじめ様々な原材料価格等高騰の影響を受ける保育施設等の安定した事業運営と豊かな給食提供の維持を図るため、保育施設等の運営法人に対し、3歳から5歳までの子どもの食材料費支援(教職員分を含まない)に係る補助金を交付する。 ②保育施設等に対する主食費補助金、副食費補助金 ③主食費:@3,000円(国基準単価)×延べ504人(9か月分)=1,512,000円 副食費:@4,900円(国基準単価)×延べ344人(12か月分)=1,685,600円 計 3,197,600円 ④保育園、認定こども園(民間)	R7.4	R8.3
3	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	エネルギー価格高騰対策アオーネ白神十二湖屋外照明LED化事業	①リゾート宿泊施設「アオーネ白神十二湖」(町有施設)の屋外照明設備が経年劣化により照度が低下していることに加え、電気料金の高騰に伴い、指定管理者「しらかみ十二湖株式会社」の経営に大きな負担が生じていることから、当該照明設備をLED型に改修し、指定管理者の経済的負担を軽減するとともに、施設の魅力向上を通じて観光誘客を推進し、白神十二湖観光の中心を担う当該事業者の事業継続を支援する。 ②屋外照明設備LED化改修費 ③改修費 4,785,000円(9基) ④リゾート宿泊施設「アオーネ白神十二湖」	R7.5	R7.12
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	福祉施設等物価高騰対策支援金	①物価・エネルギー価格高騰の影響を受ける福祉施設等事業者を支援するため、光熱費・食材料費高騰対策に係る支援金を支給する。 ②福祉施設等を運営する事業者に対する支援金 ③入所:@6,800円×391人(延べ定員)=2,658,800円 通所:@3,400円×134人(延べ定員)=455,600円 訪問:@100,000円×7施設=700,000円 就労支援:@3,400円×20人(延べ定員)=68,000円 保育施設:@2,800円×150人(延べ定員)=420,000円 計 4,302,400円 ④福祉施設等36箇所(17法人)	R7.12	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	生活困窮世帯灯油購入費助成事業	①灯油価格の上昇による生活困窮世帯の経済的負担を軽減するため、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して、1世帯当たり10,000円の助成金を支給する。 ②助成金及び事務費 ③非課税世帯: @10,000円 × 1,500世帯 = 15,000,000円 均等割のみ課税世帯: @10,000円 × 360世帯 = 3,600,000円 事務費: 時間外勤務手当39,000円、需用費96,000円、役務費652,000円、システム改修費(世帯抽出)330,000円 【参考】青森県補助3,000千円(補助対象経費6,000千円 × 1/2) ④住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯	R8.2	R8.3
6	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰対策中小企業者支援給付金事業	①物価高騰の影響を受ける中小企業者の事業継続を支援するため、給付金を支給する。 ②中小企業者に対する給付金、事務費 ③産直卸事業: @20,000円 × 100事業者 = 2,000,000円 飲食業: @100,000円 × 25事業者 = 2,500,000円 宿泊業(旅館・ホテル): @200,000円 × 8事業者 = 1,600,000円 宿泊業(簡易宿所): @100,000円 × 8事業者 = 800,000円 小売業等: @50,000円 × 80事業者 = 4,000,000円 観光(山岳)ガイド業: @20,000円 × 27事業者 = 540,000円 建設業(法人): @100,000円 × 22事業者 = 2,200,000円 建設業(個人事業主): @50,000円 × 25事業者 = 1,250,000円 事務費: 時間外勤務手当70,000円、役務費40,000円 ④管内中小企業者	R8.2	R8.3
7	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電力価格高騰対策支援事業	①電力価格高騰の影響を受ける土地改良区等(農業者)の負担を軽減し、農業水利施設の安定的な管理運営と農業経営の持続化を支援するため、土地改良区等が負担する電気料金高騰分の一部を補助する。 ②農業水利施設電力価格高騰対策支援補助金 ③土地改良区: 電力高騰分3,000,000円 × 補助率2/3 = 2,000,000円 水利組合: 電力高騰分150,000円 × 補助率2/3 × 2件 = 200,000円 ④管内土地改良区等	R8.2	R8.3
8	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農産物加工施設電力価格高騰対策事業	①電力価格高騰の影響を受ける農産物加工施設(高圧電力契約)の負担を軽減し、その事業継続を支援するため、農産物加工事業者に対して電気料金高騰分の一部を補助する。 ②農産物加工施設の電気料に対する補助金 ③上限300,000円 × 1施設 = 300,000円 ※高圧電力料金の加算単価5.15円/kwhを補助金算定の基礎とする。 ④管内農産物加工事業者	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畑作農業資材高騰対策支援事業	①資材高騰による農業経営への影響を緩和するため、種苗及び肥料購入費の価格上昇分の一部を補助する。 ②農業経営体に対する補助金 ③路地栽培: 4,000,000円 × 1/2 = 2,000,000円 施設栽培: 6,000,000円 × 1/2 = 3,000,000円 ④農業経営体	R8.2	R8.3
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業労働力省力化対応機器導入支援事業	①長引く物価高騰に対応し、労働力不足の解消や作業効率及び安全性の向上を目指す農業者に対して、スマート農業機械等の購入費の一部を補助する。 ②スマート農業機械の購入費に対する補助金 ③補助金@1,000,000円(上限) × 5件 = 5,000,000円 ④認定農業者、認定新規就農者	R8.2	R8.3
11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	畜産配合飼料等高騰対策支援事業	①配合飼料価格の高騰による畜産経営体への影響を緩和するため、配合飼料購入費の価格上昇分の一部を補助する。 ②畜産配合飼料等高騰対策支援補助金 ③補助単価(高騰分)7,600円/t × 飼料購入量370t = 2,812,000円 改め3,000,000円 ④町内肉用牛飼養者	R8.2	R8.3
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	林業燃油等高騰対策支援事業	①燃油・電力価格高騰の影響を受ける町内林業事業者及び木材製材事業者の事業継続を支援するため、燃油購入費及び電気料高騰分の一部を補助する。 ②林業燃油等高騰対策支援補助金 ③@300,000円(上限) × 4事業者 = 1,200,000円 @200,000円 × 1事業者 = 200,000円 ④林業・木材関連事業者	R8.2	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
13	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁業用燃油高騰緊急対策事業	①燃油価格高騰の影響を受ける漁業者の出漁控え解消や漁業経営への影響緩和を図るため、漁業協同組合を介して燃油価格高騰分の一部を補助する。 ②漁業協同組合に対する補助金 ③補助金13,250,000円 【補助金の内訳】 重油:@25円×254,830ℓ×1/2=3,185,375円 ガソリン:@24円×40,315ℓ×1/2=483,780円 軽油:@27円×652829.5ℓ×1/2=8,813,198円 附帯事務費:@2,000円×250漁業者=500,000円 計12,982,353円 改め13,250,000円 ④管内漁業協同組合	R8.2	R8.3
14	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	漁協経営物価高騰対策支援事業	①電気料高騰による漁協経営への影響を軽減し、産地市場の健全経営を維持するため、製氷・貯氷施設など電力使用量が大きい施設の電気料高騰分の一部を補助する。 ②漁業協同組合が管理運営する製氷・貯氷施設の電気料金に対する補助金 ③高圧電力:@5.15円×387,600kwh×1/2=998,070円 低圧電力:@1.47円×416,322kwh×1/2=305,997円 計1,304,067円 改め1,400,000円 ④管内漁業協同組合	R8.2	R8.3
15	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産物荷さばき施設省電力化対策支援事業	①電気料高騰による漁協経営への影響を軽減し、産地市場の健全経営を維持するため、水産物荷捌き施設のLED照明取替に要する費用の一部を補助する。 ②LED照明取替費用に対する補助金 ③取替費用2,700,000円×2/3=1,800,000円 ④管内漁業協同組合	R8.2	R8.3
16	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産物加工施設電力価格高騰対策事業	①電力価格高騰の影響を受ける水産物加工施設(高圧電力契約)の負担を軽減し、その事業継続を支援するため、水産加工事業者に対して電気料金高騰分の一部を補助する。 ②水産物加工施設の電気料に対する補助金 ③上限300,000円×3施設=900,000円 ※高圧電力料金の加算単価5.15円/kwhを補助金算定の基礎とする。 ④管内水産加工事業者	R8.2	R8.3